

# 登園停止通知書

保護者 殿

平成 年 月 日  
和敬保育園 園長 佐々木 了正

保育園は集団生活の場のため、伝染病が流行しやすくなります。  
病児自身の回復のためにも、また周りに感染させない為にも、主治医の許可が出てから登園しましょう。  
ここに、学校保健法に準じて登園を停止する事を通知します。

期間 平成 年 月 日より

## <感染症の登園基準>

病名	出席停止期間
インフルエンザ(様疾患)	発症した後5日を経過かつ会熱した後3日(幼児の場合)を経過するまで登園停止。
百日咳	特有な咳が消失するまで又、5日間の適正な治療が終了するまで出席停止。
はしか(麻疹)	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで出席停止。
風疹	紅斑性の発疹が消失するまで出席停止。
ウイルス性肝炎	A型は、肝機能が正常になり、B・C型の無症状病原体保有者は登園可能。
おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過かつ全身回復まで出席停止。
結核	伝染のおそれがないと認められるまで出席停止。
水ぼうそう(水痘)	すべての発疹がかさぶたになるまで出席停止。
プール熱(咽頭結膜熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで出席停止。
溶連菌感染症	抗生物質治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登園可能。
リンゴ病(伝染性紅斑)	発疹のみで、全身状態が良い場合は登園可能。
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良い場合は登園可能。
手足口病 ヘルパンギーナ	発熱期や口腔内の水泡、腫瘍のため摂食できない期間は登園停止。 症状が安定していれば登園可能。
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により園医等において感染のおそれがないと認めるまで登園停止。
流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) (ノロ・ロタ・アデノウイルス・その他胃腸炎)	下痢・嘔吐症状が回復し、全身状態がよくなれば登園可能。 症状がある期間は出席停止。
コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症・流行性結膜炎 急性出血性結膜炎・その他の伝染病	有症状者は、医師が感染のおそれがないと認めるまで登園停止。 無症状病原体保有者の場合は登園可能。 医師により、伝染のおそれがないと認められるまでは登園停止。
ヘルペス性歯肉口内炎	症状が軽快し食事が摂れるようになれば登園可能。
RSウイルス感染症	医師の診断により、感染のおそれがないと認められるまで登園停止。
とびひ(伝染性膿痂疹)	医師の診断を受け、びらん面が乾燥するまで出席停止。
突発性発疹	体力が回復すれば登園可能。
* 水いぼ(伝染性軟属腫)・頭じらみは通常出席停止の必要はありません。水いぼで多数の発疹があったらプールの時など注意が必要になりますので、医師の診断を受けて下さい。 風邪症状の場合も、必ず医師の診断を受け、回復するまでは静養を心掛けましょう。	

平成 年 月 日

登園許可証

和敬保育園 園長 佐々木 了正 殿

診察の結果、平成 年 月 日より

保育園の登園が認められるものと診断いたします。

園児名

病名: [

医療機関所在地

名称

医師氏名

